

ユースによる提言

第3回子どもの性的搾取に反対する世界会議

リオデジャネイロ（ブラジル）、2008年11月27日

（特活）国際子ども権利センター 訳

「第3回子どもの性的搾取に反対する世界会議」に参加した19歳から25歳の若者が、世界のあらゆる地域を代表し、第3回世界会議で提案する共同提言を策定するため、準備会合を開きました。

様々な国や地域から集まった私たち若者は、18歳以上の若者の参加を特に重要だと考えています。それは私たち若者自身が、自らを、子どもの性的搾取に反対する闘いにおける社会変革のカギとなる重要な担い手だと考えるからです。

若者は、子どもとは異なる固有のニーズを持った、権利保有者（rights holders）であり、責務履行者（duty bearers）だと思います。このため、私たち若者の社会参画の役割を認めることを求めます。第3回世界会議においては、私たち若者がそのような役割を果たせるように、子どもやおとなとは別の場が与えられるべきだと考えます。子どもの性的搾取をなくす運動において、子どもと若者が直接的に関わる共同参画が重要であり、これは、子ども、若者、そしておとなの間でパートナーシップの関係のもとで行われるべきです。これら3つの特定のグループにおける「違い」に焦点をあてるのではなく、18歳以上の若者の役割について特別な認識を持ってほしいということです。おとなと子どもという二つのグループに近い存在として、私たち若者は、両者の重要な『架け橋』の役割を果たせると考えます。また、私たちの指導的立場に期待している同世代の仲間すべてにとってロールモデルとしての重要な役割も認識される必要があります。さらに、近い存在で信頼関係のある年下の仲間たちにとっては、メンター（指導者、助言者）として重要な役割があることも認識されるべきです。

第3回世界会議は、経験の交流、政治的な提案、そして異なるステークホルダーの意見交換を行うための特別な場であると理解しています。私たちは、若者の役割が認められ、公平に耳を傾けてもらい、この会議のもたらす主要な成果に影響を及ぼすことができるような可能性を与えられることを強く望みます。

以下は、子どもの提言を補完し、そしてグローバルかつ特定の地域に特化した提案をも含む提言です。

子どもと若者の参加

- ・ 各国政府は、商業的性的搾取（Commercial Sexual Exploitation of Children、以下CSEC シーセック）に関連する政策、プログラム、監視、そしてキャンペーン等において、様々なレベルで、子どもや若者が参加することの重要性を認識し、それを推進しなくてはならない。若者の代表や、CSECのサバイバー、リスクを負った子どもや若者は、法律の制定、国際的な条約や国際法（たとえば、子どもの権利条約やCSECに関する選択議定書）の報告、モニタリングに関わり、CSECに関する様々なレベルの会合すべてに参加すべきである。若者は、CSECの廃絶運動に関す

る若者の見解を述べることができるように政府との討論や会議に招かれるべきであり、そうすることによって、政策はよりよいものとなるだろう。

- ・ 地域、国家そして国際的なレベルですでに存在している仕組みの上に築くことによって、子どもと若者のためのネットワークを強化、拡大するため、さらに多くの社会的資源が必要である。
- ・ 子どもや若者の性的搾取を防止するために貧困が削減され、子どもが社会で保護されるように、若者が、政府や議員との連携のもとで活動し政策提言することができるよう、支援されるべきである。
- ・ すべてのステークホルダー、すなわち、政府、NGO、民間セクター、子どもと若者が頻繁に会合を開くことによって、CSEC反対プログラム、防止プログラム、被害者の社会復帰システム、子ども保護システムを共同で築いていくべきである。

教育と予防

学校とトレーニング：

- ・ 政府は、全ての子ども（特にリスクを負った子どもや若者）がCSECについて情報を得て、認識を高めることができるように、質の高い無料の義務教育を提供しなくてはならない。性的搾取と十代の妊娠や性感染症等の問題を予防する手段として、商業的性的搾取・ジェンダー・HIVエイズに加え、性教育、セクシャルライツ・リプロダクティブライツ（性と生殖の権利）に関する情報が学校のカリキュラムの中に生まれ、初等教育レベルから必修科目とするべきである。また、子どもたちは、学校での集中トレーニングや余暇の活動を通し、早い時期から、自分たちの権利を知ることができるようにしなくてはならない。また、ベスト・プラクティス（良い実践）モデルを広めるべきである。また、若者に対しては“ピア・トゥ・ピア”（若者から若者へ）の手法を使うことが望まれる。その効果を確かなものとするために、教師や親がかかわり、生徒および自分の子どもとCSECの状況について議論すべきであるし、そうしたことが奨励されるべきである。
- ・ CSECの問題に対する啓発活動が、特に観光・医療・警察・司法セクターに関する教育活動においてなされるべきである。

メディア：

- ・ 適切なメディアを通じてのCSECの防止に関する教育がもっと必要である。CSECの防止や支援団体の情報だけでなく、社会における男性や女性、男の子や女の子の性的役割や見方をテーマにするジェンダー教育などのカギとなるトピックに焦点をあてる必要がある。
- ・ 子どもポルノと闘うためには、インターネット、コンピューターゲームそして携帯電話のような新しいメディアの危険性と間違った使い方について議論が確立される必要がある。また、自らがその犠牲となる可能性については、さらに議論されなくてはならない。政策決定者だけでなく、親、子ども、教師を対象にして、意見交換をしていくことが重要である。
- ・ 若者がマスメディアに参加できるようにするために、若者の放送事業に資金を提供すべきである。若者によるCSEC廃絶キャンペーンを促進し、社会へ広めていく

べきである。マスメディアにおけるさらなる子どもの性的化(**sexualisation**)をくい止め、終りにするために、メディア（テレビ、報道、バーチャルメディア等）への「行動規範」の立案を提案する。被害にあった子どもが、地域でのスティグマや差別をうけることのないよう、きちんと身元開示が禁止されるようにメディアへの「行動規範」という形でガイドラインを作成することが不可欠である。

- 被害に遭ってしまった、またはその危険性のある子どもや若者を確実に支援することができるようにいくつかの組織へつながる、国際的な、無料のホットライン（緊急相談電話）が設置されるべきである。
- 子どもにとって有害なコンテンツをブロックするインターネットのフィルター機能の質を高め、それを親が簡単に利用できるようにしなければならない。また、インターネットサービスのサーバーは、子どもポルノを含む有害サイトをブロックするために協働すべきである。

回復と二次被害からの保護

- CSECの被害に遭った子どもたちが、政府機関等の権威を恐れることなく、その被害について報告できるような子どもに配慮したシステムを築かなければならない。性的搾取を受けた子どもたちが、犯罪者として扱われることなく、カウンセリングや回復プログラムを受けられるようにしなければならない。また、若い加害者についても、サポートプログラムを開発しなければならない。
- 政府は、CSECや人身売買の被害にあった子どもたちや被害を受けやすい状態にある若者がきちんと適切な職業訓練や、雇用機会を得られるような政策を実施しなければならない。
- CSECのサバイバーやその被害にあう危険性のある子ども達のために政府やNGOによって運営されているすべてのシェルターや施設、回復センターにおいて、ピア・サポートの手法を用いるなどの若者の参加により、ケアと保護の規範が確立されるべきである。

地域

- 予防対策の一環として、児童婚に対して脆弱な立場にある少女たちが、もっと教育の機会を得られるようにする必要性がある。
- 政府は、全てのCSECや人身売買のサバイバーが、市民権を確保できるように法的に身分を証明できる文書を持てるようにしなければならない。受入国は、子どもや若者に配慮したシェルターや無償教育そして社会復帰プログラムの提供など、彼らへのサポートを充実させなければならない。
- 紛争や紛争後の状況下において、性暴力との闘いに対する大規模な評価プログラムを実施し、最も効果のあるアプローチを進めるため、そこから学んだ教訓を広めることが重要である。